

苫前町地産地消・食育推進計画



平成24年6月

苫 前 町

目 次

はじめに	1～2
1 本計画の趣旨・背景	
(1) 趣旨	3
(2) 背景～留萌地域の食資源について	4～6
2 本計画における「地産地消・食育」の定義	7
3 本計画の位置づけ・基本方向	
(1) 本計画の位置づけ	8
(2) 本計画の基本方向	8
計画イメージ図	9
4 地産地消、食育を推進するための取組	
(1) ライフステージにあった食育の重点目標	10～12
(2) 食育推進における取組の方向性及び推進事例	13～14
(3) 地産地消をテーマとした食育活動	15
5 広域による食育の推進体制	
(1) 留萌管内における推進体制	16
(2) 関係者の役割分担	17
6 管内広域・連携による地産地消・食育活動の推進事例	18～20

はじめに

子供たちをはじめ、すべての町民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするためには、何よりも「食」が重要です。

苫前町は、稲作を中心として畑作、野菜、酪農に至る多岐にわたる農業が展開され、水産業においてもエビ、ホタテ、タコやヒラメなど、多種多様な食材が地元でそろそろ食の宝庫でもあります。また、農薬や化学肥料を低減したクリーンな農産物をはじめとする「安心・安全」な食糧を私たちから食卓へ届けることのできる産地でもあります。

これまでも様々な食育活動が行われてきましたが、今後は、多種多様な食材に恵まれたこの地域の特色を最大限に生かすため、「地産地消」と「食育」とを結びつけ、さらなる食育の推進につなげていきたいと考えております。

安心で安全な「食」を提供できるこの苫前町の農水産物を皆さんに紹介する地産地消の取組と、正しい「食」に関する知識と正しい「食」を選択する力を習得する「食育」の取組を一体的に推進することで、それぞれの相乗効果により、自然環境に恵まれたこの苫前町の基幹産業の活性化と、住民の健康で豊かな生活の実現を図ります。

本計画を苫前町の「地産地消・食育の基本計画」と位置づけ、本町の健康、福祉、教育、環境、産業の各分野とまちづくりとの調和を図りながら、また、多様な関係者と連携・協力しながら総合的な食育の推進に努めてまいります。

最後になりますが、関係機関の連携のもと、私たちの地域で生み出された「食」の恵みによって、地域の私たちとともに、皆が心身ともに豊かに、また元気になるような苫前発の食育を力強く推進してまいります。

苫前町長 森 利 男

1 本計画の趣旨・背景

(1) 趣旨

「食育」という言葉は、わたしたちにとって比較的耳新しいものとしてとらえられがちですが、その起源はるか昔の明治30年（1897）頃、当時の医師であった石塚左玄が著書に「体育智育才育は即ち食育なり」と記したのがその始まりとされています。それから一世紀余の歳月を経て、平成17年（2005）に成立した食育基本法の中では、食育の位置付けについて「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」として、左玄の言葉をほぼそのまま引用しています。

世界にも例のないこの法律が定められるに至った背景には、生活の乱れに起因した食生活の乱れ、食料自給率の低下に伴う食の海外への依存、食の安全を脅かす様々な出来事、伝統的食文化の危機等、食に関する様々な問題が存在します。戦後、日本の社会経済構造等が大きく変化していく中であって、国民のライフスタイルや価値観・ニーズが多様化してきたことに伴い、食生活やこれを取り巻く環境も著しい変化をとげました。また、日々忙しい生活を送る中、食に対する意識、食への感謝の念や理解が薄れ、毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になってきています。生活のリズムを生む規則正しい食事、栄養面でバランスのとれた食事、安全面へ配慮した食事、食べ残しや食品の廃棄を回避することに配慮した食事、あるいは家族が食卓を囲んだ楽しい食事、等の望ましい姿の「健全な食生活」が失われつつあります。

人々が健康で豊かな人間性を育む上においては健全な食生活が重要であり、このことはあらゆる世代においても等しく当てはまることです。子どもたちが健全な食生活を実践することが、健康で豊かな人間性を育てていく基礎となることはもちろん、急速な増加を続ける高齢者が生き生きと生活していく上でも、健康に過ごせる期間を長くすることが重要であり、そのためには健全な食生活等を心がけることが重要となっています。

幸いなことに、わたしたちが暮らす留萌地域は豊かな自然と、自然が育む豊かな食材に恵まれています。主食となる米や麦、海からの恵みである魚介類、野菜や果物、牛肉や羊肉、牛乳等といった様々な食材が地域にはあふれています。健全な食生活を目指す取組をすすめるうえで、これらを活用しないすべはありません。まず、わたしたちがいかに優れた食材に囲まれているかを理解し、そのうえで、家庭や学校、地域といった様々な場において、ひとりひとりが食と健康の大切さを自覚するとともに、健全な食生活を維持することで、健康な身体と豊かな人格を育むための一助となればと考え、この計画を策定することとしました。

(2) 背景 ～ 留萌地域の食資源について

① 苫前町の概況

農業の概況

苫前町における農業は、水稲を中心として、メロン、スイートコーン、かぼちゃ等の野菜や、大豆、小麦などの畑作物など多様な作付けがなされています。また、特色のある産地づくりとして、全農業者によるエコファーマー制度の認証取得や、北海道が独自に定める北のクリーン農産物表示制度「YES!clean」への登録など、より一層の「安全・安心な」農作物生産を図るための取り組みも実施しております。

酪農業においては、平成22年現在24戸で1,716頭となり、1戸あたり71頭と多頭化飼養が進展しております。



水産業の概要

苫前町は、日本有数の好漁場である^{むさしたい}武蔵堆を近傍に控えることから、ホタテ稚貝及び半成貝の養殖漁業を基幹としつつ、カレイ刺し網漁業、タコ箱漁業、エビ桁網漁業、エビ籠漁業など地元漁業者による浅海漁業から沖合い漁業までの各種漁業による多様魚種の水揚げがなされています。

林業の概況

苫前町の面積のうち森林面積は38,467haあり、町総面積の約85%をしめており、国有林が全体の8割を占め森林面積の中で国有林の占める割合がきわめて大きく、民有林面積は7,584ha(19.7%)あり、内訳は道有林951ha(2.5%)、一般民有林6,633ha(17.2%)となっています。これら森林の公益的機能の発揮を通じ、住民の生活環境、保全等に重要な役割を果たしております。

② 留萌地域の概況

○農業

留萌地域では、南北で異なる自然条件を生かし、稲作・畑作・野菜・果樹・酪農などバラエティーに富んだ農業が営まれています。

水稻・畑作物・野菜は遠別町以南で生産され、特にうるち米については、低タンパク米の生産割合が全道一高いなど、道内有数の良質米産地として高く評価されています。また、野菜についても、その気候風土を生かし、クリーンな野菜が生産され、道内はもとより本州市場へ出荷され、高い評価を得ています。

果樹は増毛町で、りんご、おうとう、なし、ぶどうなど多様な果樹栽培が行われ、道内有数の果樹産地となっています。

酪農は、天塩町を中心に広大な土地基盤を活かした道内でも有数の草地型酪農が展開されています。

○水産業

留萌地域は日本海北部に位置し、沿岸域ではホタテ稚貝養殖、刺し網、さけ定置、たこ、ひらめ、うになどの漁業が行われ、また、沖合では武蔵堆などの好漁場を擁し、エビ、タラ漁業などが行われています。しかし、近年、高齢化や後継者不足により漁業者は年々減少しており、このため、新規就業者を受け入れるなどの活動を行っています。

また、水産基盤整備のため漁港施設や魚礁等の設置を行っており、併せて、ニシン・ヒラメ・サケ・アワビ・ウニなどの種苗を管内各地で放流し、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換が図られています。

○林業

留萌地域の森林面積は管内総面積の8割以上を占めており、全道平均を上回っています。近年、環境重視型社会の中で、多様な機能を持つ森林に対する期待は高まっており、みどりの環境づくり関係者と地域住民が連携し、公園等の緑化事業や森林とのふれあいや理解を深めるための体験学習などの取組みがされてきています。

○商工業

留萌地域の年間商品販売額は、1店当たりの販売額、従業者1人当たりの販売額ともに、全道平均を大きく下回っている現状にあります。これは、管内の商店の大部分が経営規模の零細な事業者であることや管内人口の減少に加え、購買力が札幌、旭川などへ流出していることによるものです。このため、人材の確保・育成、情報化・システム化の促進などにより、経営の近代化・合理化

を図るとともに、地域住民のニーズに的確に対応した魅力ある商店街づくりを進めることが課題になっています。

留萌地域の工業について、製造品出荷額の構成比をみると、水産加工品を中心とした食料品製造業が全体の8割以上を占めており、管内の製造業の主要業種となっていますが、事業所数、製造品出荷額とも減少傾向にあることから、今後、食料品製造業の一層の発展を図るため、加工技術のさらなる向上と地場産品を生かした商品開発や市場開拓が課題となっています。

2. 本計画における「地産地消・食育」の定義

地産地消と食育のむすびつきについて

食育とは、さまざま経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

地産地消とは、地域で生産したものを消費者が「顔が見え、話ができる」関係で購入する機会を提供することで、食料自給率の向上や農山漁村の活性化を図ることです。

本計画においては、住民の生命と健康、豊かな生活を支える「食育」を、食料生産に大きな役割を担う本町において、地域で生産された安心・安全な農水産物を活用し、また、農村漁村の地域環境を生かしながら推進していくことを目的とします。

これにより、消費者の「地元農水産物」への愛着心や安心感が深まり、消費が拡大されることにより、地元の農林水産業を応援することになります。

「地産地消」と「食育」を一体的に推進することで、農林水産業をはじめとする地域の産業を活性化させ、食料自給率を高めます。また、安心・安全な地元農水産物の消費普及に努めることは、まさに、日本型食生活や食文化が守られることにつながり、豊かな生活を支える「食育」の推進に寄与します。

豊かで健全な食生活を実施することができる取組を、安心して安全な「食」を提供できるこの地域をより理解してもらうための「地産地消」の観点から、また、正しい「食」に関する知識と正しい「食」を選択する力を習得する「食育」の観点からとを一体的に推進することで、それぞれの相乗効果により、自然環境に恵まれたこの苫前町の基幹産業の活性化と、住民の健康で豊かな生活の実現を図ります。

3. 本計画の位置づけ・基本方向

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、「食育基本法（平成十七年六月十七日号外法律第六十三号）」第18条に基づく「市町村食育推進計画」並びに、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年十二月三日号外法律第六十七号）」第41条に基づく「促進計画」として位置づけられます。

参考：食育基本法（抜粋）

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

参考：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（抜粋、通称：六次産業化法）

(地方公共団体の責務)

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県及び市町村の促進計画)

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 本計画の基本方向

地産地消・食育の推進に向けた基本方向は次のとおりとします。

- すべての世代が食と健康の大切さを自覚するとともに健全な食生活を維持し、健康な体と豊かな人格を育むことを目指します。
- 苫前町の豊かな地域資源を十分に活かすとともに、バラエティーに富んだ農林水産物や自然などを有する留萌管内の他地域と有機的に結びつくことで、地産地消を基本とした、広がりとおもしろさのある食育活動を推進します。
- 地域の特性を勘案しながら、北海道の食育計画「どさんこ食育推進プラン」等を踏まえて、留萌振興局等関係機関と連携し、食育の推進を図ります。

苫前町地産地消・食育推進計画 イメージ図

計画の位置づけ

	食育	地産地消
国	食育基本法	六次産業化法
北海道	どさんこ食育推進プラン	食の安全・安心基本計画
苫前町	食育基本法第18条による市町村食育推進計画及び六次産業化法第41条による促進計画として策定	

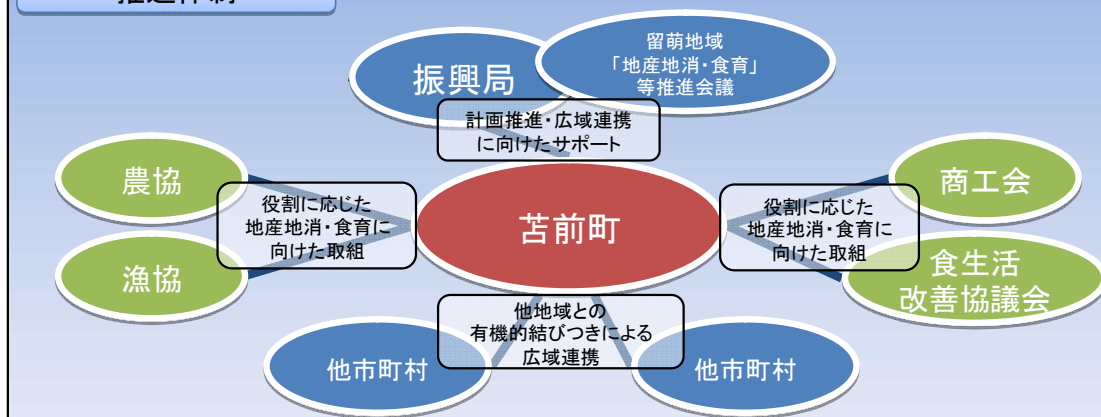
ねらい

地域の豊かな
農林水産資源・自然環境＋食育活動

各市町村が連携し、効果的に食育を推進



推進体制



食と健康の大切さを自覚し、健全な食生活を維持
地域の特性を活かした地産地消・食育の推進
苫前町全体の食育推進に寄与

4 地産地消、食育を推進するための取組

(1) ライフステージに応じた食育の重点目標

生涯にわたって健全な食生活を実現するため、子どもから高齢者に至るまでライフステージに応じた食育を推進します。

① 乳幼児期

食生活をはじめとする生活リズムを身につけ、食べる意欲を大切にして、食体験を広げることで、食への興味や関心を育てます。

- ・「早寝早起き朝ごはん」の基本的な生活リズムを身につけ、おなかのすくリズムがもてる。
- ・食事マナーを身につけ、よくかんで、味わって食べる習慣を身につける。
- ・地元の農水産物を収穫したり、味わったりすることで、わくわくしながら地域の食べ物に触れることができる
- ・家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わえる。

② 学童・思春期

家族や地域とのつながりのなかで食に関わる活動を通して、食の体験を深め食の広がり学ぶことで、知識を応用し自分の身体にあった食事の実践や周囲へ伝えるなど食を楽しむ心を育てます。

- ・食事のバランスや適量がわかる
- ・農業体験など生産現場について学習し、自然や地域の食べ物との関わりに関心をもつ。
- ・家族や友人と一緒に食べる食事の時間を確保し、コミュニケーションを図り、楽しい食体験を得る。
- ・家族や仲間と食事づくりや準備に関わりをもてる
- ・自分の身体の成長や変化を知り、食べ物と身体の間関係を話題にできる。

③ 青年期

食の自立が進む中で、生活の環境が変わるなど変則的な食の課題があり、肥満ややせといった健康課題に自らの食生活をデザインし、将来の生活習慣病予防への影響を自覚した自己管理能力を育み、社会の一員として人のために役立つ活動に積極的に関わることに喜びを感じられることを目指す。

- ・生活習慣病予防を踏まえたよい食習慣を実践することができる
- ・男女がともに自炊できる力を養う。
- ・食に関わる活動を計画したり、積極的に参加したりできる。
- ・家族や仲間と食事により、楽しく食べる機会が増える。
- ・地域の食料の生産・流通から食卓までの経過がわかり、生産者への理解を深める。

④ 中年期

家庭にあっては子育ての時期となります。自分の健康の維持増進と家族や地域における次世代への取り組みへと広がります。

- ・健康診断を活用し、身体状況に応じた食生活の実践により生活習慣病の予防に努める。
- ・食と健康に関する情報を得るとともに、望ましい食生活を実践する。
- ・安心安全な地域の食材を食卓に取り入れ、旬の食材を活用する。
- ・食のボランティアや町内会等の活動に積極的に参加し、地場産品を生かした食事や郷土伝統食について次世代への継承に努める。

⑤ 高齢期

仕事の退職や子どもの自立などの生活環境の変化と身体面における機能低下に伴い食生活にも大きな変化が見られますが、家族や地域とのつながりを持ち、心と体における健康を保つ必要を目指します。

- 口腔機能を保ち、いつまでも自分の歯でおいしく食べられる。
- 地域の食材を食卓に活用する。
- 身体状況に合わせた望ましい食生活を実現できる
- 郷土食や食べることの大切さを若い世代へ伝える、食のボランティア活動に取り組む。

(2) 食育推進における取組の方向性及び推進事例

食育は、栄養や健康、食べものが生産される過程や農林水産業をはじめとする食品関連産業に関すること、食事のマナーや食文化、幼児・学校教育との関わりなど、対象とする範囲が広く、これまで、家庭はもとより学校、地域など様々な場面で取組が行われてきています。今後は、地域でネットワークを形成し、様々な人たちがお互いに連携・補完しながら、家庭、学校、地域の3つの生活シーンを軸に取組を進めます。



① 家庭での取組

家庭は食育の基本となる重要な場です。家族との食卓での会話を通し、子どもたちはさまざまな食についての知識を習得し、正しい箸の使い方など食事のマナーや「いただきます」などの挨拶を身につけます。

また、食事づくりや買い物などを通じて、料理の基礎を学び、親から子へと食を伝承する場でもあります。

「家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、豊かな人間性を育む食生活の確立をめざします。

② 学校・保育所（園）での取組

学校・保育所（園）では、食に関する指導の全体計画を策定し、教科や給食の時間、総合的な学習の時間、特別活動を通じて、食生活の基本を身につけながら、食の大切さ、健康的な食生活、料理、食文化を学ぶ場となります。

行政などの関係機関と協力しながら、また、家庭・地域との連携強化を図りながら、食育の推進に取り組みます。

- ・給食の時間など食に関する指導の取組。
- ・おべんとう、おにぎりの日として、給食ではなく家庭での昼食づくりを通じた食育の取組。
- ・行政と連携した学社融合による、農園体験や地引き網体験、ホタテ漁業見学や地域の産業見学などの取組。



③ 地域での取組

地域では、町内会、消費者団体、PTA、ボランティア団体、行政などがさまざまな活動を通じて食に関わる取組を実施します。

乳幼児から高齢者のさまざまな世代が、郷土料理やイベントなどでの食事を一緒に作ったり、食べたりするなどの交流を通して、食の楽しみや知識、食文化の伝承に取り組みます。

- ・行政機関や生産者団体等が連携して、地産地消、食育に関するイベント行事を積極的に実施するとともに、各種施設の食堂に地産地消メニューを取り入れるよう努める取組。
- ・地元の食文化を学び、健康管理や健全な食生活を行う能力を身につけることができるよう、行政やボランティア団体など関係者が連携して実施する親子や男性向け料理教室などの取組。
- ・行政が実施する乳児教室や両親学級による、離乳食や妊娠期の食事に対する指導の取組。



(3) 地産地消をテーマとした食育活動

苫前町は、稲作、畑作、野菜、酪農畜産に至るまで様々な作物が生産される農業が展開され、水産業においてもエビ、ホタテ、タコやヒラメなど、多種多様な食材が地元でそろそろ「食の宝庫」です。また、クリーン農作物をはじめとする「安心・安全」な食糧をみずから生産できる産地でもあります。

この地域特性を最大限に活かして、地域間の連携・交流を図りながら「地産地消をテーマとした食育活動」を進めます。



① 地元食材を使った食育活動の推進

ライフステージ、生活シーンに応じた食育活動を進めるにあたり、地元食材を積極的に使用するとともに、必要に応じて地産地消の意義や地元食材を学ぶ場を設けるなど、食材に対する理解や愛着心を育む活動を推進する。



② 広域連携による地産地消、食育活動の推進 (点の活動を線の活動につなげる取組)

これまで関係者が連携して取り組んできた地域内の活動を今後も継続維持していくとともに、バラエティーに富んだ食材を有する地域という優位性を最大限に活かし、広域連携・交流による取組を進める。

他地域との連携、交流に係る各種調整については、関係者間の情報共有、連携強化を図ることを目的に設置された留萌地域「地産地消・食育」等推進会議（平成22年設置、事務局～留萌振興局）を活用するとともに、必要に応じて広域的な検討会を設置するなど、地域と地域が線でつながる取組を推進する。



5 広域・連携による食育の推進体制

食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多岐であることから、食育を基本的に推進していくには、日常の家庭での食生活や学校、地域住民、ボランティア団体、食材の提供をする生産者など食関連産業及び消費者団体が、食育活動においてそれぞれの役割を理解し、相互に連携や補完をしながら活動を行い計画の推進に努めます。

(1) 留萌管内における推進体制

新たに留萌振興局において食育に関わる地域に密着した行政・団体で構成する「留萌地域『地産地消・食育』等推進会議」を設置し、地産地消、食育に関する情報の共有や取組を推進します。

また、地域において地産地消・食育をより効果的に推進するために、地域住民とより身近な市町村段階の取組が重要となることから、留萌の特性を生かした施策の立案・実施を担う市町村が中心となり、学校や生産者など食関連産業及び消費者団体と情報を共有し、連携して取組を推進することに努めます。

○「留萌地域『地産地消・食育』等推進会議」の概要

設 立 平成22年7月5日

構 成 管内各農協 管内各漁協 留萌商工会議所
管内各商工会 留萌消費者協会連合会
管内各市町村 留萌振興局（事務局）

設立の趣旨（設置要領より抜粋）

道内屈指のバラエティーに富んだ食材の宝庫である留萌管内（以下「管内」という。）において、「食」の持つ役割は重要と考えられ、産直市や学校給食等による地産地消の推進、地域に根ざした食文化の継承・発展、健康維持をめざした食習慣の普及・啓発など、地産地消・食育を中心とした「食」に関する取組を進める上で、多種多様な食材が地元で揃う優位性を持っている。

このことから、管内の「地産地消・食育」に関する取組について、関係者間の情報共有、連携強化を図るとともに、地場産品を活用した農水産物加工品開発など、取組実態を踏まえた推進、支援を行うことを目的に、留萌管内「地産地消・食育」等推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(2) 関係者の役割分担

① 留萌振興局の役割

- 振興局内に「留萌振興局『地産地消・食育』連携推進会議」を設置し、留萌管内の地産地消・食育に関する情報を共有するとともに、関係課が連携して留萌管内での地産地消、食育等の取組を総合的に支援します。
- 地産地消・食育に関する情報をホームページやパンフレットなどで周知し、食育運動の促進に努めます。

② 苫前町の役割

- 現在行っている地産地消、食育に関する取組を今後も継続していくとともに、必要に応じて留萌管内「地産地消・食育」等推進会議を活用し、バラエティーに富んだ食材を有する地域という優位性を最大限に活かし、広域連携・地域間交流による取組を進めます。
- 取組を円滑に実施できるよう関係団体等との連携調整を密にし、地域住民のニーズに対応した地産地消、食育活動の推進に努めます。

6 管内広域・連携による地産地消・食育活動の推進事例

① 家庭における地産地消・食育の推進

【地物探検隊】

(平成20年度)

留萌支庁、留萌教育局、留萌保健福祉事務所、留萌市、増毛町、小平町)

家庭内や地域での「食育」の定着化を推進するモデル的な取組として、一般公募により親子4組で編成した「地物探検隊」が留萌地域の地物（農産物・水産物）を題材に体験、学習、交流、取材などを行い、10月に開催した「地物フォーラム」において活動の成果を発表しました。

夏と秋に行った2回の学習体験では、留萌卸売市場や堆肥づくりの見学、地引き網、牛・豚・ニワトリの飼育、稲刈りなどの体験、収穫したサクランボなどを使った地物スイーツづくり体験、地元食材の試食交流会などを行い、南留萌管内の自然や農水産業、食材について理解を深めました。

これら「地物探検隊」の活動記録や取材レポートについては、留萌の優れた食材を紹介する「留萌地物読本」に掲載しています。



★ Web 版「留萌地物読本」

<http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/num/sonota/jimono.htm>

② 学校、会社など社会での地産地消・食育の推進

【学校給食再考プロジェクト～管内統一トライアルメニューの実施】

(平成23年1月：留萌振興局、管内栄養教諭、指定障がい福祉サービス事業所ほっぷすてっぷ、さとやの会、JA南るもいAコープルピナス等)

学校給食の地産地消率の向上には、品揃え、食材の規格・加工、価格など様々な問題があります。このため、さらに地場産食材を活用できる給食運営を目指し、地場産食材を安定的に購入できる仕組みづくりと生産者・団体と給食関係者が話し合いの機会を持つ体制づくりを目的として、文部科学省が定める全国学校給食週間において、管内の各関係者の連携協力のもと、学校給食管内統一メニューの実証試験を行いました。

留萌管内で給食を実施している39校において、小平産黒毛和牛を活用したカレー、増毛産リンゴとナシを使ったコンポートのヨーグルト和え、かあちゃん漬けを統一給食メニューとして実施し、コストや食材供給上の問題点など様々な課題の抽出と、解決策を踏まえた食材の安定供給体制の検討などを進めています。



この実証を踏まえ、バラエティに富んだ管内の食材を広域的に流通させ、有効に各地の給食に取り入れていくことで、留萌の地域特性を最大限に活かした、地域の広がりや歴史の深みを持った食育を進めていきます。

③ 地域における地産地消・食育の推進

【地域食材食療コミュニティカフェテリア】

(平成22年7月～)

株式会社エフエムもえる、留萌市、NPO るもいコホートピア、留萌振興局)

地域の魅力を紹介するメディアとして「料理」に着目し、留萌の「食」を消費者の視点から地域内外へ浸透を図るため、留萌管内産の食素材をふんだんに活用したメニューを「るもい健康の駅」で提供する事業を実施しました。

提供するメニューには、食・生産地情報や機能性・効能などを明らかにしたレシピを添え、家庭で気軽に地産地消や食療(※食を利用した疾病予防、健康増進)を実践できる仕組みになっています。

メニュー企画・調理は留萌の主婦の方々が中心となっており、消費者の視点で地域の食材に思いを込めつつ、手軽でとても美味しいレシピとなっているのが特徴です。

また、インターネットによるるもいの食のデータベース「るもい食ペディア」とも連動し、留萌地域内外に料理を通じた積極的な情報発信を行っています。

23年度からはワンプレートランチに加えスープカフェも登場、体験型カフェや留萌産パスタ用小麦「ルルロツソ」特別メニュー、高校生向けカフェテリアなど、管内の地産地消に資する様々な展開を見せています。



苫前町地産地消・食育推進計画

発 行 平成24年6月1日

作 成 苫前町農林水産課農林係

〒078-3792 苫前郡苫前町字旭37番地の1

Tel 0164 - 64 - 2314

Fax 0164 - 64 - 2074